労働者派遣法第２３条第５項及び同法規則第１８条の２第３項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23 条第 5 項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

2026年5月1日 現在

１．派遣実績およびマージン率等

派遣労働者数	10
派遣先事業所数	2
派遣料金の平均額（全業務平均）	13,715円
派遣社員の賃金の平均額（全業務平均）	9,292円
マージン率	32.2%
労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先均等・均衡方式が適用される事業所を除く全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2026年5月1日～2027年3月31日

２．派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
導入研修	新規採用者	OJT／OFF-JT	無し	有給
専門研修	全社員	OJT／OFF-JT	無し	有給
継続研修	入社3年目	OFF-JT	無し	有給
マネジメント研修	入社4年目	OFF-JT	無し	有給

３．上記２に掲げる教育訓練がキャリアアップに資する理由

１）個々のニーズに合わせたプログラム設計：

派遣労働者のスキルレベルやキャリア目標に応じて、個別にプログラムを設計します。これにより、全員が効果的に学習でき、個々の成長を最大限に引き出すことができます。

２）柔軟な学習環境の提供：

オンライン研修や自己学習の機会を提供し、派遣労働者が自分のペースで学習できるようにします。また、業務と並行して学習できる環境を整え、学習意欲を維持します。

３）フィードバックと改善：

研修後にフィードバックを収集し、効果的な支援が行われているかを評価します。これにより、研修プログラムの質を向上させ、常に最適な教育環境を提供します。

４）適切なサポート体制：

キャリアカウンセラーまたはキャリアカウンセリング担当を配置し、派遣労働者が困ったときや疑問を持ったときにすぐに相談できる体制を整えます。これにより、安心して学習に取り組むことができます。

４．キャリアコンサルティング相談窓口：TEL 050-7109-8070（キャリアカウンセリング担当）

５．その他、福利厚生制度など労働者派遣事業の運営に関する事項

社会保険加入（健康保険・厚生年金）、労働保険加入（雇用保険・労災保険）、有給休暇（法定通り）、交通費支給（規定）、資格取得支援制度、健康診断実施

株式会社オンワーク

派27-305498